

公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名	阿波おどり会館		
指定管理者	阿波おどり会館・眉山ロープウェイ運営共同事業体	担当課	にぎわい交流課
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	徳島市新町橋2丁目20番地		事業の概要 阿波おどり会館施設維持管理 設備等の保守・点検業務、受付業務、 阿波おどりミュージアム、駐車場、 自主事業(阿波おどり公演他)、活動室 の貸出
施設の概要	鉄筋コンクリート造地下1階5階建 阿波おどりミュージアム、阿波おどり ホール(250名収容)、活動室(4室)、駐 車場(26台収容)		

	項目名	令和3年度	令和4年度	項目名	令和3年度	令和4年度
利用状況に関する こと	利用者数等	17,181人	39,076	自主事業参加人数	25,391人	58,002
	利用回数	回	回	事業開催数	回	回
収支状況に関する こと	指定管理料	80,689千円	80,689千円	人件費	37,904千円	38,682千円
	利用料収入	17,975千円	22,719千円	管理費	52,560千円	57,286千円
	その他収入	626千円	353千円	その他	0千円	0千円
	収入実績(総額)	99,290千円	103,761千円	支出実績(総額)	90,464千円	95,968千円

	項目名	令和3年度	令和4年度	項目名	令和3年度	令和4年度
自主事業	事業内容	阿波おどり会館2階 ホールを利用して阿波 おどりの公演、4階活 動室で三味線教室、自 動販売機設置、レンタ サイクル事業等の実施 ※阿波おどり公演につ いては新型コロナウイルス の拡大により休演 期間あり	阿波おどり会館2階 ホールを利用して阿波 おどりの公演、4階活 動室で三味線教室、自 動販売機設置、レンタ サイクル事業等の実施 ※阿波おどり公演につ いては新型コロナウイルス の拡大により休演 期間あり	自主事業参加人数	25,391人	58,002人
	収入	16,750千円	37,372千円	支出	45,620千円	48,748千円

評価基準・評価項目	指定管理者自己評価コメント	担当課評価	
施設管理 体制	(1) 法令等遵守 (2) 職員配置 (3) 職員研修 (4) 利用促進の取組み (5) 設備・備品管理 (6) 安全管理体制 (7) 緊急時の体制	適宜、職員会議を開催し法令等遵守、安全管理の情報共有、緊急時マニュアルの確認等も行いました。職員研修に関しても必要時に実施。備品等に関しても整理整頓し、返却等の確認をしました。利用促進については、コロナ禍ではありますが、ミュージアムでは、スマートフォンでQRコードを読み取る事で外国語翻訳対応を行いました。ホームページ・SNS等により広報を実施しました。また、コロナ対策には万全を期して取り組みました。	A
利用者に関する 業務	(1) 利用状況 (2) 平等な利用 (3) 利用料金 (4) 接客対応 (5) 個人情報保護 (6) サービス向上の取組	夜間に実施している毎日おどる阿波おどりは期間等限定で実施しました。コロナ禍以前と比較すると大幅に減少しましたが、このような中で利用料金等の変更もなく、接客についても親切・丁寧を心がけるようスタッフに周知徹底しました。施設利用のリピーター獲得を図る「阿波おどり会館MEMBERS」の会員スタンプカードを配布し一定以上の利用料金支払いでロープ乗車券無料等サービスを実施しました。会員の個人情報に関しても取り扱いに細心の注意を払いました。	A
管 理 設 備 維 持 務 持	(1) 保守点検業務 (2) 清掃等維持管理業務 (3) 修繕等維持管理	保守計画に基づいて実施、確認しました。特に清掃については、委託業者のみならず会館職員も気づいたら清掃を実施。また、修繕に関しては大きな修繕等は徳島市と協議し、小さい修繕に関しては早急に手配し実施しました。	A
事 実 施	(1) 企画運営事業 (2) 自主事業	コロナ禍ではありますが、開館記念イベントの会館まつりとしてミュージアムの無料開放を実施。また自主事業としてはコロナ禍で夜実施している「毎日おどる阿波おどり」は期間限定での公演としましたが、昼のおどり「おどらなそん阿波おどり」に関しては、入場者数の上限を制限するなど感染対策を行い実施しました。	A
経 理 状 況	(1) 施設収支状況 (2) 指定管理者経営状況 (3) 経費の縮減	コロナ禍により、インパウンドの減少(0に等しい)、国内も団体旅行者が著しく減少したことにより厳しい経営状況でした。その中で電灯の細かな消灯等経費の削減に努めました。	A
評価基準	S:優れている (協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている (協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント	総合評価
コロナ禍での厳しい状況ではありましたが、可能な範囲でのイベント実施や集客に努め、来場者増に取り組んでいました。概ね協定書等に沿った管理運営を行うことができていました。	A
総合評価基準	S:優れている (各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている (各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)